

吉野川市と株式会社マーケットエンタープライズとの連携と協力に関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と株式会社マーケットエンタープライズ（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用し、市内のリユース活動を促進することで、市民サービスの向上、廃棄物処理量の削減、循環型社会の形成及びSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて今後の方向性等を検証するため、実証実験を行うことを目的とする。

第2条（連携協力事項）

甲及び乙は、前条に定める目的のため、以下各号の取り組みについて連携協力するものとする。

- （1）リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。
- （2）循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた啓発に関すること。
- （3）循環型社会の形成をはじめとする環境保全に向けた協働推進に関すること。
- （4）その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

第3条（協定の変更）

甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申し出があったときは、協議のうえ、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

第4条（実績報告等）

乙は、吉野川市民が乙の運営する買取比較サービス「おいくら」を利用した実績を甲に報告する。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第5条（期間）

本協定の有効期間は、令和5年3月1日から令和7年3月31日までとする。

第6条（個人情報）

乙は、本協定の取り組みを実施するうえで知得した市民の個人情報について、以下各号を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。
- (2) 乙の運営する買取比較サービス「おいくら」上で市民に役務を提供する者に対し、当該役務を遂行する過程で知得した個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を遵守させること。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告すること。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

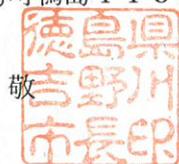
以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者間で記名押印の上（電子契約にて成立を証する場合は、当事者間で署名捺印に代わる電磁的処理を施した電磁的記録を作成の上）、各自1通を保管するものとする。

令和5年2月10日

甲：徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市

市長 原 井



敬

乙：東京都中央区京橋3-6-18 東京建物京橋ビル3F

株式会社マーケットエンタープライズ

代表取締役社長 小林 泰士

